

議事要旨(1) 2014年9月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) の報告

冒頭、小賀坂副委員長より、9月25日及び26日に行われた会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の概要について説明がなされた。続いて、関口委員より、説明資料[審議事項(1)]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー)

- ある委員より、FASB は減損テストに要するコストと得られる便益のバランスを重視して、のれんの会計処理について検討を開始しているが、米国会計基準と IFRS とで減損テストの方法が相違するののかという質問がなされた。

これに対して事務局より、ご指摘の通り、米国会計基準と IFRS とで、減損テストの方法に相違がある、という回答がなされた。

(リース)

- ある委員より、次のような質問がなされた。
 - アジア・オセアニア会計基準設定主体者グループ (AOSSG) から「テナントに対するリース等は、サービス契約とするのが適切ではないか」という意見が示されたようであるが、どのような意図か。
 - EFRAG スタッフ・ペーパーのリースとサービスの分離に関して、IASB はサービス部分について観察可能な価格がない場合でも、見積りによって分離すべきとしており、よりコストを要する方向に進んでいる印象があるが、如何か。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- AOSSG の代表者からの見解は、小売業の店舗に関する賃貸借契約においてフロアの 1 区画を借りるような契約は建物のリースではなく、当該区画を借りて営業を行うことを可能とするサービスの提供を受けていると見なすべきでないかという趣旨の意見である。
 - EFRAG のスタッフ・ペーパーで示されている考え方は、サービスとリースを区別できない場合に全体をサービスとして判断すべきと主張するものである一方、IASB の暫定決定における考え方は、サービス部分とリース部分を区別できない場合でも、見積りによってサービス部分を区別し、リース部分をオンバランスすべきというものであり、両者の考え方は異なる。
- ある委員より、破綻した企業が巨額のオペレーティング・リースを有している事例は、

経営の失敗に関する事例であり、リース会計基準を改訂する根拠として示されることに違和感があるという発言がなされた。

以 上